

安城市自治基本条例検証会議メンバー 募集要項

1. 自治基本条例とは

平成22年4月1日に施行した、まちづくりの基本理念やルールを定めた条例です。まちづくりを進めるための基本的な考え方、市民・議会・行政それぞれがどのような役割や方法でまちづくりに取り組んでいくのかについて書かれています。

2. 募集趣旨

安城市自治基本条例が、市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて意見交換をします。市民全体にかかわる条例であり、多くの市民にかかわってもらい検証する必要があるため、検証会議のメンバーを募集します。

3. 活動内容

安城市自治基本条例に関する意見交換

4. 任期

平成27年3月31日まで

5. 応募資格

市内在住、在勤、在学または市内で活動している人で、次の①②に該当しない人

※以下の方については、各団体の代表者に会議に出席していただくため、公募のメンバーとして応募はできません。

①あんき会、あんねっと、安城市自治基本条例のありかたを考える市民の会、安城市町内会長連絡協議会、碧海信用金庫の平成26年度の名簿に名前のある人

②さんかく21・安城の平成26年度役員幹事名簿及び安城市ボランティア連絡協議会の平成26年度役員名簿・常任委員名簿に名前のある人

(②の2団体は多くのグループが集まってできた団体であり、会員には相当数が含まれるため、役員、常任委員のみ応募不可の対象としています。)

6. 定員

7人

7. 応募期間

平成26年6月15日（日）～平成26年7月3日（木）

8. 選考

書類審査を行い、結果は後日、本人あてに通知します。

応募多数の場合は、公開抽選を行うことがあります。

9. 留意事項

- ・第1回会議は、平成26年7月15日（火）午前10時から行います。決定したメンバーには、後日改めて通知します。
- ・第1回会議に参加できない場合でも、その後の会議に参加の意思があれば応募できます。
- ・第2回以降の会議開催時間については、応募用紙による希望調査のうえ決定します。他のメンバー及び会議室の都合上、ご希望に沿えない場合もあります。
- ・公開抽選が必要な場合は、平成26年7月8日（火）に実施します。詳細については、実施が確定した時点で市公式ウェブサイトにてお知らせします。

10. 応募方法

「安城市自治基本条例検証会議メンバー応募用紙」に必要事項を記入の上、下記の方法によりご提出ください。

- (1) 直接持参（土曜日・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

安城市役所 企画政策課（本庁舎2階）まで

- (2) 郵送（最終日必着）

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所 企画政策課あて

- (3) FAX（最終日午後5時15分までに受信）

0566-76-1112

- (4) E-mail（最終日午後5時15分までに受信）

kikaku@city.anjo.aichi.jp

【問い合わせ】 安城市役所企画政策課企画政策係 電話：0566-71-2204（直通）